



瀬戸内三原
築城**450**年事業

第3章 資料編

協賛団体・企業名

道の駅みはら 神明の里		
三原テレビ放送株式会社		
今治造船株式会社		
株式会社広島銀行		
しまなみ信用金庫		
株式会社中国銀行		
株式会社中電工三原営業所		
国際ソロプチミスト三原	尾三地方森林組合	
株式会社嵩心	株式会社アカリ工業	
三原西部工業団地協議会	広島空港ビルディング	
山陽建設株式会社	三原ロータリークラブ	
社会医療法人里仁会	株式会社エヌワイティグループ	
株式会社八天堂	株式会社もみじ銀行	
ひろしまO.Rシステム株式会社	西日本旅客鉄道株式会社広島支社三原地域鉄道部	
広島県信用組合三原支店	賀茂地方森林組合	
株式会社勝村商店	株式会社鶴田電設コンサルタント	
三好印刷株式会社	株式会社サービスセンター	
呉信用金庫		
一般社団法人三原市医師会 三原市医師会病院	株式会社やまみ	幸崎町町内会連合会
鷺浦町内会	三原農業協同組合	広島中央農業協同組合
三菱重工株式会社	三原共同生コン株式会社	帝人株式会社三原事業所
尾三地区生コンクリート協同組合	三原市歯科医師会	木村耳鼻咽喉科アレルギー科
うえだ皮膚科	医療法人清幸会三原城町病院	木原こどもクリニック
押尾クリニック	医療法人社団戸谷整形外科医院	特定医療法人大慈会三原病院
三原赤十字病院	広島ガス三原販売株式会社	株式会社三原スーパー
有限会社ライフパートナー	シンレキ工業株式会社中国事業所	三原市漁業協同組合
広島ガス株式会社尾道支店	富士金属工業株式会社	中国電力株式会社
奥島建設株式会社	山田記念病院	医療法人つばい医院
武井胃腸科内科	つばさ歯科	

その他多くの方からご協賛，ご寄附いただき，お礼申し上げます。



瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会
委員名簿

敬称略

所属名	役職名	氏名	備考
西日本旅客鉄道(株) 三原地域鉄道部	部長	古本 高博 (平成26年11月10日～) 前田 和生 (平成27年7月1日～)	
広島経済同友会 三原支部	特別 幹事	小野 恵	
広島県観光課	課長	岡崎 泰充 (平成26年11月10日～) 大内 貞夫 (平成27年4月1日～) 山本 栄典 (平成28年4月1日～)	
(一社) 広島県観光連盟	専務 理事	石本 秀紀 (平成26年11月10日～) 梅木 敏明 (平成27年6月4日～)	
みはらウィメンズ ネットワーク	会長	松本 貴子 (平成26年11月10日～) 岩本 由美 (平成27年6月14日～)	監事
三原市	市長	天満 祥典	名誉 会長
(一社)三原観光協会	会長	福島 偉人	副会長
三原市教育委員会	教育長	瓜生 八百実 (平成26年11月10日～) 梶山 幸範 (平成29年4月1日～)	
三原市 社会福祉協議会	会長	真嶋 智	監事
三原臨空商工会	会長	梅本 秀明	副会長
三原商工会議所	会頭	勝村 善博	会長
(一社) 三原青年会議所	理事長	大石 努 (平成26年11月10日～) 花田 章浩 (平成28年1月1日～) 富田 伸博 (平成29年1月1日～) 田中 亮介 (平成30年1月1日～)	
三原市PTA連合会	会長	渡辺 敏 (平成26年11月10日～) 原 邦高 (平成27年5月16日～) 花谷 浩幸 (平成29年5月13日～)	
三原市文化協会	会長	作田 直美	

瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会
幹事会 委員名簿

敬称略

所属名	役職名	氏名
(一社) 三原観光協会	専務 理事 (幹事長)	中重 隆俊
三原商工会議所	事務局 次長	森川 英明
三原臨空商工会 経営支援課	課長	中元 一登 (平成26年11月10日～) 藤井 忠昭 (平成28年4月1日～)
(一社) 三原青年会議所	理事長	大石 努 (平成26年11月10日～) 花田 章浩 (平成28年1月1日～) 富田 伸博 (平成29年1月1日～) 田中 亮介 (平成30年1月1日～)
広島経済同友会 三原支部	特別 幹事	勝村 憲明
三原市芸術文化 センター ポポロ	館長	作田 忠司
三原市 社会福祉協議会	事務局 局長	田坂 雅晴
NPO法人 みはらま ちづくり兎っ兎	代表 (副幹 事長)	小川 和子
NPO法人ちゃんくす	代表	西上 忠臣
三原市経済部観光課 築城450年事業 推進担当室	課長兼 室長	吉原 和喜 (平成26年11月10日～) 植村 正宏 (平成28年4月1日～)
三原市総務企画部 総務広報課	課長	大睦 益司 (平成26年11月10日～) 木村 敏男 (平成28年4月1日～)
三原市総務企画部 地域調整課	課長	森坂 純也
三原市教育部文化課	課長	垣井 良孝 (平成26年11月10日～) 玉田 武敏 (平成27年4月1日～) 内海 智量 (平成28年4月1日～)
広島県観光課	主査	矢野 真治 (平成27年11月10日～) 草薙 真一 (平成28年4月1日～) 新矢 敏浩 (平成29年4月1日～)
(一社) 広島県観光連盟	部長	三好 康夫 (平成26年11月10日～) 橘高 参吉 (平成28年4月1日～) 児玉 邦生 (平成29年4月1日～)

瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会 部会名簿 敬称略 平成29年11月5日現在

部会名	団体名	役職名	氏名
総務企画	1 NPO法人 みはらまちづくり兔っ兔	代表	小川 和子
	2 高坂町もみじの郷	代表	先小山 謙
	3 みはら自然史研究会	会長	境垣内 隆雄
広報	1 三原商工会議所	事務局次長	森川 英明
	2 広島経済同友会三原支部	副支部長	鶴田 幸彦
	3 三原市社会福祉協議会	ボランティアコーディネーター	平野 朱美 平岡 保子
	4 大和町自治振興連合会	産業文化部会 副部長	原 朝則
	5 三原映画を作る会		檜山 泰三
	6 三原臨空商工会	経営支援課 課長	藤井 忠昭
	7 総務企画部	総務広報課 課長	木村 敏男
誘客促進	1 NPO法人 ちゃんくす	代表	西上 忠臣
	2 道の駅みはら神明の里	駅長	中石田 国昭
	3 (一社)三原観光協会	旅行業務取扱管理者	藤原 洋
	4 三原商工会議所	地域活性化委員会 副委員長	藤井 寛也
	5 (一社)三原青年会議所	常任理事	松本 浩明
	6 広島経済同友会三原支部	副支部長	上田 隆政
	7 みはらウィメンズネットワーク	理事	梅本 尚枝
	8 三原ホテル旅館組合	組合長	榎本 邦孝
	9 久井自治区連合会	会長	岡 富雄
	10 ようこそ瀬戸内実行委員会	会長 副会長	小林 春道 徳重 政時
	11 地域おこし協力隊		田中 政敬
歴史文化事業	1 三原商工会議所	地域活性化委員会 委員	水兼 勇人
	2 広島経済同友会三原支部	支部長	赤利 俊彦
	3 三原市芸術文化センター ポポロ	館長	作田 忠司
	4 本郷町観光協会	会長	柳川 朝郎
	5 アゼリアガイドみはら	会長	上野 啓司
	6 三原二之丸会	会長	大中 孝広
	7 みはら市民学芸員の会	代表者	熊野 亘恭
	8 NPO法人うきしろ桜山会	副理事長	正田 洋一
	9 みはら歴史と観光の会	事務局長	鈴木 健次
	10 沼田文化研究会	事務局長	杉森 義人
	11 新高山城跡を守る会	会長	森井 眞津夫
	12 八幡歴史探訪会	会長	河原 幸造
	13 久井町郷土文化愛好会	事務局長	正 弘吉
	14 大和町ふるさと文化愛好会	会長	和氣 泰臣
	15 三原市仏教会	会長	神原 祥弘
	16 三原市文化財保護審議会	会長	桑原 國雄
	17 市民映画祭開催実行委員会	会長	中野 義孝
	18 三原市文化協会三原支部	支部長	夜船 裕光
	19 三原市文化協会本郷支部	支部長	伊藤 敏男
	20 三原市文化協会久井支部	支部長	作田 直美
	21 三原市文化協会大和支部	支部長	舛谷 敏文
	22 未近四郎三郎信賀を偲ぶ会	会長	梶谷 博

瀬戸内三原 築城450年事業調査特別委員会名簿 敬称略

委員長	荒井 静彦	委員	松浦 良一
副委員長	萩 由美子	委員	陶 範昭
委員	平本 英司	委員	谷杉 義隆
委員	正田 洋一	委員	中重 伸夫
委員	安藤 志保	委員	中村 芳雄
委員	徳重 政時	委員	仁ノ岡 範之
委員	政平 智春		

協力 敬称略

小早川家当主 小早川 隆治
 米山寺
 妙正寺
 三原市文化財協会 会長 橋本 敬一
 県立広島大学 教授 秋山 伸隆
 広島大学大学院 教授 本多 博之

瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会 事務事務局名簿 (平成26年11月10日～平成30年3月31日)

名 前	職 名	期 間
山口 秀充	経済部長	平成26年11月10日～平成28年3月31日
吉川 進	経済部長	平成28年4月1日～平成30年3月31日
亀本 健介	経済部参事(観光振興担当)	平成26年11月10日～平成27年3月31日
沖田 真一	経済部参事(観光振興担当)	平成27年4月1日～平成30年3月31日
吉原 和喜	経済部観光課長	平成26年11月10日～平成27年3月31日
	経済部観光課長兼築城450年事業推進担当室長	平成27年4月1日～平成28年3月31日
	経済部参事(築城450年事業推進担当)	平成28年4月1日～平成30年3月31日
植村 正宏	経済部観光課長兼築城450年事業推進担当室長	平成28年4月1日～平成30年3月31日
有平 明彦	経済部観光課築城450年事業推進担当室長補佐	平成27年4月1日～平成30年3月31日
岡田 尚文	経済部観光課築城450年事業推進担当室主査(派遣職員)	平成28年4月1日～平成29年11月30日
塩満 剛士	経済部観光課築城450年事業推進担当室主査(派遣職員)	平成27年8月1日～平成29年11月30日
井上 典彦	経済部観光課築城450年事業推進担当室主査	平成27年4月1日～平成30年3月31日
延里 尚志	経済部観光課築城450年事業推進担当室主任	平成28年4月1日～平成30年3月31日
澤 英俊	経済部観光課築城450年事業推進担当室主任	平成27年4月1日～平成30年3月31日
元谷 瑠美	経済部観光課築城450年事業推進担当室主事(派遣職員)	平成27年4月1日～平成28年3月31日
本林 里美	経済部観光課築城450年事業推進担当室職員	臨時職員
小松 愛香	経済部観光課築城450年事業推進担当室職員	//
植田 忍	経済部観光課築城450年事業推進担当室職員	//
友宗 邦夫	経済部観光課築城450年事業推進担当室職員	//
倉重 雅子	経済部観光課築城450年事業推進担当室職員	//
森塚 佳代子	経済部観光課築城450年事業推進担当室職員	//

瀬戸内三原 築城450年事業協議会等開催経緯

年月日	内 容
平成26年度	
平成26年 10月3日	第1回市本部分会議(庁内組織体制, 事業体系, 基本計画の骨子など)
10月8日	第1回市調整会議(庁内組織体制, 事業体系, 基本計画の骨子など)
11月10日	第1回協議会(規約の制定, 役員の選任, 基本計画(骨子), 平成26年度事業計画及び収支予算など)
11月26日	第2回市調整会議(基本計画の骨子, 市民向けフォーラムの開催など)
12月2日	第2回市本部分会議(基本計画実行指針, 事業進行イメージなど)
12月19日	第1回幹事会(基本計画, 平成26年度事業, 市民ミーティングの開催など)
12月19日	第1回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
12月25日	第3回市調整会議(実行指針(案), 部会設置など)
平成27年 1月19日	第2回幹事会(基本計画, 平成26年度事業, 幹事会委員の追加など)
1月19日	第2回広報部会(広報誌「浮々城々」)
1月26日	第4回市調整会議(マスコットキャラクターなど)
2月18日	第3回幹事会(基本計画, 平成27年度事業など)
2月18日	第3回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
3月19日	第4回幹事会(基本計画策定, 平成26年度事業報告及び収支決算, 平成27年度事業計画及び収支予算など)
3月19日	第4回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
3月20日	第5回市調整会議(基本計画策定など)
3月26日	第3回市本部分会議(基本計画(案), 今後のスケジュールなど)
3月27日	第2回協議会(基本計画策定, 平成26年度事業報告及び収支決算, 平成27年度事業計画及び収支予算など)
平成27年度	
4月17日	第5回幹事会(築城450年室の設置, 部会構成団体の選出方法, 各種規程など)
6月2日	第4回市本部分会議(各種規程, 着ぐるみの活用促進など)
6月4日	第3回協議会(平成27年度事業計画及び収支予算, 各種規程など)
6月6日	部会設置準備説明会(部会長の決定, 事業検討票の作成など)及び各部会開催(広報部会除く)
6月17日	第5回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
7月1日	第2回歴史・文化事業部会(事業検討票など)
7月6日	第2回総務・企画部会(プレ・メインオープニングイベント, クロージングイベントなど)
7月23日	第6回広報部会(広報誌「浮々城々」, 事業提案など)
7月27日	第3回歴史・文化事業部会(事業検討票など)
7月28日	第2回誘客促進部会(事業検討票など)

年月日	内 容
8月21日	第3回総務・企画部会(事業検討の進め方など)
8月21日	第3回誘客促進部会(提案事業検討, 事業選定方法など)
9月5日	第4回歴史・文化事業部会(事業仕分けなど)
9月24日	第4回総務・企画部会(提案事業の評価及び優先順位など)
9月25日	第4回誘客促進部会(提案事業の評価及び優先順位など)
9月29日	第7回広報部会(広報誌「浮々城々」, 築城450年事業のPR方法など)
9月29日	第5回歴史・文化事業部会(部会提案事業など)
10月19日	第6回市調整会議(市主催事業案, 事業推進体制など)
10月21日	第5回総務・企画部会(プレ・オープニング・クロージングなど)
10月21日	第5回誘客促進部会(提案事業の経費, 事業実施スケジュールなど)
11月2日	第5回市本部分会議(実施事業案(素案), 市主催事業案など)
11月17日	第6回幹事会(部会提案事業, 実施事業(素案), 市主催事業など)
11月24日	第4回協議会(実施事業(素案), スケジュールなど)
12月22日	第6回総務・企画部会(プレオープニングなど)
平成28年 1月22日	第7回総務・企画部会(プレオープニングセレモニーなど)
1月28日	第8回広報部会(広報誌「浮々城々」, 来年度計画)
2月6日	4部会合同会議(各部会提案事業, 実施事業(素案)など)
2月29日	第7回市調整会議(各種交付制度, たる募金実施など)
3月3日	第6回市本部分会議(各種交付制度, たる募金実施など)
3月17日	第7回幹事会(平成27年度事業報告及び収支決算, 平成28年度事業計画及び収支予算, 各種制度など)
3月22日	第5回協議会(平成27年度事業報告及び収支決算, 平成28年度事業計画及び収支予算, 各種制度など)
平成28年度	
4月26日	第6回誘客促進部会(部会提案事業など)
4月27日	第8回総務・企画部会(オープンセレモニー, 観光ボランティアガイド等育成など)
4月27日	第6回歴史・文化事業部会(部会事業提案など)
5月16日	第7回誘客促進部会(モニターツアーなど)
5月23日	第8回幹事会(平成28年度事業計画及び収支予算, 事業実施(案), 各種制度(案)など)
5月30日	第6回協議会(平成28年度事業計画及び収支予算, 事業実施(案), 各種制度(案)など)
6月24日	第9回広報部会(広報誌「浮々城々」, 年間計画など)



年月日	内 容
7月4日	第7回歴史・文化事業部会(部会提案事業負担金制度など)
7月27日	第8回誘客促進部会(市民活動事業支援制度など)
8月30日	第9回総務・企画部会(オープニング・クロージングセレモニー)
9月1日	第7回市本部会議(実施事業(案), みはら歴史館の整備, 市主催事業(案)など)
9月8日	第10回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
9月28日	第9回幹事会(みはら歴史館の整備, 実施事業(案)など)
10月12日	第8回市本部会議(市主催事業(案)など)
11月4日	第9回市本部会議(観光消費額の増加及び観光客のおもてなし施策など)
11月8日	第11回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
11月11日	第7回協議会(事業実施(案), 協賛金募集など)
平成29年1月10日	第12回広報部会(広報誌「浮々城々」, 公式ガイドブックなど)
1月19日	事業記者会見(事業概要, 小早川隆景公の関係資料の公表など)
3月21日	第10回幹事会(平成28年度事業報告及び収支決算, 平成29年度事業計画及び収支予算, 市主催事業など)
3月28日	第10回市本部会議(市主催事業, 広島県おもてなし宣言など)
3月30日	第8回協議会(平成28年度事業報告及び収支決算, 平成29年度事業計画及び収支予算, 市主催事業など)
平成29年度	
5月8日	第13回広報部会(広報誌「浮々城々」, 公式ガイドブックなど)
5月22日	第11回幹事会(平成29年度事業計画及び収支予算, 築城450年事業の果たす意義と今後(考え方)など)
5月31日	第9回協議会(平成29年度事業計画及び収支予算, 築城450年事業の果たす意義と今後(考え方)など)
7月7日	第14回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
9月7日	第15回広報部会(広報誌「浮々城々」など)
10月16日	第11回市本部会議(クロージングイベント, 追加事業, 築城450年事業後の観光振興(素案)など)
10月17日	第12回幹事会(クロージングイベント, 追加事業, 築城450年事業後の観光振興(素案))
10月27日	第10回協議会(クロージングイベント, 追加事業, 築城450年事業後の観光振興(素案))
11月7日	第16回広報部会(広報誌「浮々城々」)
平成30年1月13日	4部会合同会議(実施事業報告及び検証など)
3月2日	第12回市本部会議(今後の組織体制, 築城450年事業の検証など)
3月22日	第13回幹事会(今後の組織体制, 築城450年事業の検証など)
3月28日	第11回協議会(今後の組織体制, 築城450年事業の検証など)

瀬戸内三原築城450年事業推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、瀬戸内三原築城450年事業推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、観光が本市を支える産業のひとつとなる「観光のまち、三原」の実現に向け、官民一体となり、ふるさとの魅力の再発見や、市民協働による三原の観光の強みを最大限に活用した取組を展開し、観光地としての本市の認知度向上や、国内外からの観光入込客及び交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 瀬戸内三原築城450年事業に関連するイベント等の支援・実施
- (2) 瀬戸内三原築城450年事業に協賛するイベント等の支援
- (3) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の活動期間)

第4条 この協議会の活動期間は、この規約の施行の日から平成29年度決算承認日までとする。

(組織)

第5条 協議会は、第2条の目的に賛同する委員をもって構成する。

2 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事2名

3 協議会に名誉会長をおき、三原市長を推戴する。

4 会長は、委員の互選による。

5 副会長及び監事は、協議会の同意を得て会長が選任する。

6 会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

7 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 協議会は、事業計画、予算の審議、決算の承認その他の重要な事項を審議し、決定する。

第7条 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって開催するものとする。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長が決める。

(幹事会)

第8条 第3条に掲げる事業等を円滑に処理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会を構成する団体等から推薦を受けた者(以下「幹事」という。)をもって組織する。

3 幹事会の幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

4 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 幹事会は、事業計画、予算、決算その他の重要な事項等を調整し、協議会への提案事項を決する。

(部会)

第9条 会長は、第3条に掲げる事業等を効率的に遂行するため、幹事会に部会を置くことができる。

2 部会は、幹事及び次条に掲げる推進員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は幹事をもって充てる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に推進チームを設置することができる。

5 推進チームは、推進員のうち部会長が指名する者及びその他関係者をもって組織する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会及び推進チームに関係者の出席を求めることができる。

(推進員)

- 第10条 会長は、協議会、幹事会を構成する団体及びその他関係団体等(以下「協議会等」という。)に、第3条に掲げる事業等の実施に係る中心的な役割を担う推進員を置くことができる。
- 2 推進員は、協議会等が指定する者をもって充てる。
- 3 推進員は、事業を推進するために必要な調整等を行うものとする。

(会計)

第11条 協議会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、平成26年度については、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。

2 平成29年度の出納は、平成30年5月31日に閉鎖する。

第12条 協議会の経費は、負担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 本会の収支は、協議会の承認を経るものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、三原市経済部観光課に置く。

(雑則)

第15条 この規約に定めのないもので必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月28日から施行する。

瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会の後援等に関する取扱規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会(以下「協議会」という。)が、広く三原市民(以下「市民」という。)全体を対象として公益のために開催される事業に対して、後援、共催及び協賛(以下「後援等」という。)を行う場合の取扱いに関し、承認基準、承認手続その他必要な事項を定めるものとする。
- 2 協議会が行う後援等の名義は「瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会」とし、すべてこの規程に基づき行うものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 協議会が当該事業の企画及び運営等への指導及び助言等を行うことができるもの
- (2) 共催 協議会が当該事業を奨励し、かつ、主催者の一員として企画及び運営等に原則として参画することが適当であるもの
- (3) 協賛 協議会が当該事業の企画及び運営等には、直接参画しないが、公共的団体等が実施する事業で、その趣旨・目的に賛同することが適当であるもの

(申請者)

第3条 協議会に後援等を申請することができる者は、当該事業を実質的に主催する者でなければならない。

(承認基準)

第4条 協議会会長(以下「会長」という。)は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときに限り、後援等の承認を行うものとする。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条第1項に規定する公共的団体等
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (5) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(祭祀及び宗教に係る公益事業を行う者を除く。)
- (6) 市民の生活、健康の向上、地域の経済並びに教育、文化及びスポーツの振興に関する団体で、設置目的及び組織の構成員等が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であると判断できる団体
- (7) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に後援等を行う

ことが必要と認める団体

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を行わないものとする。
 - (1) 申請者の事務所の所在地が市内にないとき。ただし、全国大会、県大会その他の広域的な事業であって、当該事業が市内で開催される場合、公益性の高い事業であると認められる場合は、この限りでない。
 - (2) 申請者又は事業の名称の全部又は一部に、個人の姓名、雅号その他個人に属する名称の全部又は一部が使用されているとき。ただし、使用について、会長が特に支障がないと認める場合は、この限りでない。
 - (3) 申請者が宗教法人法(昭和26年法律第126号)第12条の規定により設立された宗教法人であるとき。

(事業内容に関する基準)

第5条 会長は、後援等の申請があった事業が、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、後援等を承認するものとする。

- (1) 協議会の運営方針に反しないこと。
- (2) 市民全体の福祉等の向上に寄与し、公益性が高いものであること。
- (3) その内容が広く一般に公開されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、後援等を承認しないものとする。
 - (1) 特定の宗教又は政党を支持し、又は支持しないことを目的とするもの
 - (2) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの
 - (3) 青少年の健全育成を阻害するもの、又はそのおそれがあるもの
 - (4) 主として営利を目的とするもの
 - (5) グループ等が行う同人活動等で、公共性が著しく乏しいもの
 - (6) 私的な教室、その他の発表会、リサイクルに類する事業で、公共性が著しく乏しいもの
 - (7) 後援者又は共催者に私企業、営利団体、宗教団体及び政治団体等が参加しているもの
 - (8) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある団体が参加しているもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会が後援等を行うことが不適当であるもの

(申請の手続等)

第6条 後援等の申請をする者は、後援等名義使用申請書(様式第1号)を事業開催日の1箇月前までに会長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 三原市又は三原市教育委員会主催事業のとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が省略することが適当であると認める事業のとき
- 2 前項に規定する申請に当たっては、次の書類を当該申請書に添付しなければならない。ただし、会長が必要に応じ認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。
 - (1) 申請する団体その他の役員名簿及び規約又はこれらに類するもの
 - (2) 参加料、入場料その他これに類すると会長が認めるものを徴収する場合にあっては、収支予算書(様式第2号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
- 3 会長は、後援等を承認するときは後援等名義使用承認書(様式第3号)を、後援等の承認を行わないときは後援等名義使用不承認通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 後援等の承認を受けた者は、会長が指定する方法により後援等の名義の表示をしなければならない。
- 5 後援等の承認を受けた者は、承認後に申請時の事業内容等について変更が生ずるときは、速やかに後援等名義使用変更届(様式第5号)を会長に提出し、承認を受けなければならない。
- 6 後援等の申請・承認に係る事務は、原則として申請書受理から14日以内に処理するものとする。

(後援等の取消し)

第7条 会長は、後援等の承認後、当該事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すも



のとする。

- (1) 第4条及び第5条に規定する承認基準の要件を欠いたとき
- (2) 申請者が前条第4項及び第5項に規定する手続その他協議会が指示する事項に従わないとき
- (3) 申請の内容に虚偽があったとき

(報告等)

第8条 後援等の承認を受けたものは、当該事業の完了後、遅滞なく後援等名義使用事業終了報告書(様式第6号)その他必要な書類を会長に提出しなければならない。

(承認の決裁)

第9条 承認の可否に係る決済区分は、協議会事務局長とする。

(免責)

第10条 後援等に係る名義使用によって生ずる損害について、協議会は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

瀬戸内三原 築城450年事業 ロゴマーク及びマスコットキャラクター「やっさだるマン」のデザインの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瀬戸内三原 築城450年事業のロゴマーク及びマスコットキャラクター「やっさだるマン」のデザイン(以下「ロゴマーク等」という。)を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会会長(以下「会長」という。)に瀬戸内三原 築城450年事業ロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りではない。

- (1) 三原市及び瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会(以下「協議会」という。)が業務(三原市及び協議会が共催、後援等をする場合も含む。)のために使用するとき
- (2) 新聞、テレビ等報道機関が報道のために使用するとき
- (3) その他会長が特に認めるとき

(使用承認の基準)

第3条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用を認めるときは、瀬戸内三原 築城450年事業ロゴマーク等使用承認書(様式第2号。以下「承認書」という。)を使用を認めないときは、瀬戸内三原 築城450年事業ロゴマーク等使用不承認通知書(様式第3号)により、その旨を使用者に通知するものとする。

2 ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

- (1) 瀬戸内三原 築城450年事業及び三原市のPRという趣旨に反するおそれがあるとき
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき
- (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき
- (5) 第6条に規定するロゴマーク等の使用方法に従って使用しないおそれがあるとき
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用されるおそれがあるとき
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用されるおそれがあるとき
- (9) その他承認することが不相当と認めるとき

(使用承認期間)

第4条 ロゴマーク等の使用承認期間は、原則として平成30年3月31日までとし、次項による場合を除き、申請書に記載のとおりとする。

- 2 会長は、必要に応じ、使用承認期間を修正することができる。この場合において、修正した使用承認期間は、承認書に記載して通知する。
- 3 前各号の使用承認期間満了後において、ロゴマーク等を使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用承認後の手続き)

第5条 第3条の規定により承認を受けた使用者(以下「承認使用者」という。)は、使用前に使用品等の見本を協議会事務局に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、見本を提出することが困難な場合は、協議のうえ、イメージデータ等の提出に替えることができる。

(ロゴマーク等の使用方法)

第6条 承認使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の使用については、別紙マニュアルに従うこと。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りでない。

(ロゴマーク等の使用料等)

第7条 ロゴマーク等の使用は、無料とする。ただし、ロゴマーク等の使用に要した費用等は使用者が負担し、協議会は一切の責任を負わない。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が使用承認の内容を変更しようとするときは、瀬戸内三原 築城450年事業ロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、改めて変更後の使用の承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 会長は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、瀬戸内三原 築城450年事業ロゴマーク等使用変更承認書(様式第5号)により、その旨を使用者に通知するものとする。

(使用承認の辞退届出)

第10条 使用者は、ロゴマーク等を使用する必要がなくなったときは、瀬戸内三原 築城450年事業ロゴマーク等使用承認辞退届(様式第6号)に、承認書(変更があったときは、変更後のもの)を添えて会長に提出しなければならない。

(承認内容の取消し等)

第11条 会長は、ロゴマーク等の使用が承認内容に違反していると認めるときは、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、その承認に係る物件の使用の停止及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 会長は、承認を得ずにロゴマーク等を使用している者に対し、その承認に係る物件の使用の停止及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 ロゴマーク等の使用の取消し、使用停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。

(使用の非独占性)

第12条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではない。

(使用実績の報告)

第13条 会長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第14条 会長は、ロゴマーク等の使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わない。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみの使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瀬戸内三原 築城450年事業第1条 この規程は、三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会会長(以下「会長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を希望する者に対して着ぐるみを貸し出すことができる。ただし、同一時期に瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会(以下「協議会」という。)又は市が使用する際は、協議会又は市が優先し、これ以外は先着順とする。

- (1) 協議会及び市の事業で使用するとき
- (2) 協議会の信用又は品位を害し、又は害するおそれがあるとき
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、若しくは使用のおそれがあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
- (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (7) 着ぐるみを営利目的で使用しておそれのあるとき
- (8) 三原市暴力団排除条例(平成24年三原市条例第4号)第2条に規定する暴力団員等が使用しておそれがあるとき
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等を使用されるおそれがあるとき
- (10) その他使用することが不相当と認めるとき

(使用申請等)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ使用承認申請書(様式第1号。以下「使用承認申請書」という。)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、誓約書(様式第2号)のみの提出とする。

- (1) 市及び協議会が業務(市及び協議会が共催、後援等をする場合も含む。)のために使用する時
- (2) 市立の保育園、幼稚園、小学校又は中学校が保育又は教育の目的で使用するとき

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日から使用開始日の10日前までにしなければならない。

(使用承認等)

第4条 会長は、前条第2項の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ使用承認通知書(様式第3号。以下「使用承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、会長は、使用条件を付すことができる。

2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ使用不承認通知書(様式第4号。以下「使用不承認通知書」という。)により通知するものとする。

(使用の承認期間等)

第5条 使用の承認期間は、原則として、貸出日及び返却日を含め10日以内とする。

(使用に対する対価)

第6条 着ぐるみの使用に対する対価は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容にのみ使用し、会長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用の承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、直接使用者が行うこと。
- (4) 会長が別に定める三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン着ぐるみ」の貸出・使用についてのガイドライ

ン及び使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。

- (5) 着ぐるみの改変等はしないこと。
- (6) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 使用者は、イベント等で着ぐるみを使用した写真等を添付した三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン着ぐるみ」使用終了報告書(様式第5号)を提出すること。

(使用承認の取消し)

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき、又は違反することが判明したとき
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるとき
- 2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に三原市マスコットキャラクター「やっさだるマン」着ぐるみ使用承認取消書(様式第6号。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、すみやかに着ぐるみを返却するとともに使用してはならない。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により着ぐるみの使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

2 着ぐるみの使用によって使用者が被害を受けた場合又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、現物又は実費をもって賠償する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

**瀬戸内三原 築城450年事業
部会提案市民活動事業負担金交付要綱**

平成28年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、歴史的文化遺産を活用した観光客の呼び込み、三原の認知度の向上、観光誘客の基盤づくり等を目的として実施する、瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会(以下「協議会」という。)の部会に所属する団体が行う事業に対する負担金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付の対象となる団体(以下「交付対象団体」という。)は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 協議会の部会(広報、総務企画、誘客促進、歴史文化事業)に所属する団体であること。
- (2) 組織運営に関する会則、規約等を定めており、将来も活動を継続する団体であること。
- (3) 5人以上の構成員により組織されており、構成員のうち半数以上が、市内に住所を有する者又は通勤通学している者であること。

(交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業は、部会で協議し、適当と認められた後、協議会で承認された事業で将来も活動を継続するものとする。

(交付対象経費)

第4条 負担金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、交付対象事業に直接要するもので別に定める経費とする。

(負担金額及び交付回数)

第5条 負担金の額は、1事業につき30万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。



2 負担金の交付は、1事業につき瀬戸内三原 築城450年事業 プレ・メイン期間を通じて1回限りとする。

(交付申請)

第6条 負担金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 部会提案市民活動事業負担金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体の役員及び構成員名簿(様式第4号)
- (5) 団体の規約又は会則等
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、負担金を交付するものと決定したときは、部会提案市民活動事業負担金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(負担金額の変更)

第8条 負担金の交付の決定を受けた申請者(以下「負担金事業者」という。)は、前条の規定により交付決定通知を受けた後に事業の変更を行うときは、部会提案市民活動事業負担金変更交付申請書(様式第6号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、負担金額の変更を伴わない軽微な変更は、この限りでない。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、変更内容を審査の上、前条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定の通知)

第9条 会長は、前条の規定により当該負担金の変更を承認したときは、部会提案市民活動事業負担金変更交付決定通知書(様式第7号)により、負担金事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 負担金事業者は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 部会提案市民活動事業完了実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業報告書(様式第9号)
- (3) 事業収支決算書(様式第10号)
- (4) 領収書の写し
- (5) 事業の内容が確認できる資料
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(負担金額の確定)

第11条 会長は、前条の規定により実績報告書を受け取ったときは、審査のうえ、負担金の額を確定し、部会提案市民活動事業負担金交付額確定通知書(様式第11号)により、負担金事業者に通知しなければならない。

2 前項で定める負担金の確定額は、負担金交付決定額を上限とする。

(負担金の交付)

第12条 前条の規定により負担金額を確定したときは、速やかに負担金事業者に対し負担金を交付するものとする。

2 負担金事業者は、前項の規定により負担金の交付を受けようとするときは、部会提案市民活動事業負担金(概算払)交付請求書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 会長は、負担金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

2 負担金事業者は、前項の規定により負担金の概算払を受けようとするときは、部会提案市民活動事業負担金(概算払)交付請求書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。

(事業実施状況の公表)

第14条 会長は、各事業の実施結果について、原則として公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

市民活動チャレンジ事業補助金交付要綱

平成28年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、歴史的文化遺産を活用した観光客の呼び込み、三原の認知度の向上、観光誘客の基盤づくり等を目的として市民活動団体等が実施する事業に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる市民活動団体等(以下「補助対象団体」という。)は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 5人以上の構成員で組織されており、その半数以上が市内に住所を有する者又は通勤通学している者であること。
- (2) 組織運営に関する会則、規約等を定めており、将来も活動を継続する団体であること。
- (3) 団体構成員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職にある者もしくはその候補者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) その他会長が適当であると判断できない団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 申請団体が自主的に企画、実施する事業
- (2) 瀬戸内三原 築城450年事業プレ・メイン期間中に実施される事業
- (3) 瀬戸内三原 築城450年事業基本計画実行指針に合致する事業
- (4) 瀬戸内三原 築城450年事業終了後も継続的な取り組みが期待でき、まちづくりに寄与できる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

- (1) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (2) 政治、宗教及び不当な利益をあげるために利用されるおそれがある事業
- (3) 法令や公序良俗に反するおそれがある事業
- (4) その他対象とすることが適当でない認められる事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に直接要するもので別に定める経費とする。

(補助金額及び交付回数)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額から他制度補助金交付額を差し引いた額で、1事業につき5万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助対象経費の額から他制度補助金交付額を差し引いた額が5万円を下回る場合は、補助対象経費の額から他制度補助金交付額を差し引いた額を、補助金の額の上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 補助金の交付は、1事業につき瀬戸内三原 築城450年事業プレ・メイン期間を通じて1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 市民活動チャレンジ事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体の役員及び構成員名簿(様式第4号)
- (5) 団体の規約又は会則等
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(交付審査・決定)

第7条 会長は、前条の規定による交付申請があったときは、補助金交付の可否を審査するため、市民活動チャレンジ事業審査会(以下「審査会」という。)に意見を求めるものとする。

2 審査会は、別に定める審査基準により申請内容を審査し、そ

の結果を会長に報告する。

- 3 会長は、審査会の意見に基づき、補助金を交付すべきものと認めるときは、その旨を市民活動チャレンジ事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金額の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により交付決定通知を受けた後に事業の変更を行うときは、市民活動チャレンジ事業補助金変更交付申請書(様式第6号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない軽微な変更は、この限りでない。

- 2 会長は、前項の申請書を受理したときは、変更内容を審査の上、前条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定の通知)

第9条 会長は、前条の規定により当該補助金の変更を承認したときは、市民活動チャレンジ事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動チャレンジ事業完了実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業報告書(様式第9号)
- (3) 事業収支決算書(様式第10号)
- (4) 領収書の写し
- (5) 事業の内容が確認できる資料
- (6) その他会長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第11条 会長は、前条の規定により実績報告書を受け取ったときは、審査のうえ、補助金の額を確定し、市民活動チャレンジ事業補助金交付額確定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知しなければならない。

- 2 前項で定める補助金の確定額は、補助金交付決定額を上限とする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により補助金額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、市民活動チャレンジ事業補助金(概算払)交付請求書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。

(概算払)

第13条 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、市民活動チャレンジ事業補助金(概算払)交付請求書(様式第12号)を会長に提出しなければならない。

(事業実施状況の公表)

第14条 会長は、各事業の実施結果について、原則として公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

四大祭り等実施支援事業費補助金交付要綱

平成28年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市内で実施される三原神明市、三原やっさ祭り、三原さつき祭り、浮城まつりの四大祭り等において、市内への観光誘客を促進するための事業を行う振興協議会等(以下「協議会等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 交付の対象となる協議会及び経費並びに補助金の限度額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認める場合は、別表に定める事業以外の事業に対し補助金を交付することができる。この場合において、補助金の額は、会長がその都度定める。

- 3 国、県、市等の他の補助金を受ける場合は、当該補助金の対象事業費はこの要綱に基づく補助金の経費の対象外とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする協議会等の代表者(以下「代表者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第4条 会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付するものと決定したときは、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により、代表者に通知するものとする。

(計画の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた代表者(以下「補助事業者」という。)は、前条の規定により交付決定通知を受けた後に事業の変更を行うときは、補助事業等計画変更承認申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請書を受理したときは、変更内容を審査の上、前条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定の通知)

第6条 会長は、前条の規定により当該補助金の変更を承認したときは、補助金等変更決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業終了後速やかに事業完了実績報告書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、決算書その他会長が必要とする書類を添付しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告書を受理したときは、これを審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前条及び前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の返還)

第10条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(平成29年4月3日公布)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係) 略

備考



この表において「事業費」とは、補助対象事業の開催に必要な経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費並びに負担金補助及び交付金とする。

甲冑衣装等の管理及び貸出しに関する取扱要綱

(目的)

第1条 瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会(以下「協議会」という。)が所有する甲冑、衣装及び装着品(以下「甲冑衣装等」という。)を、市内外のイベント等(以下「イベント等」という。)において活用することにより、築城450年事業の認知度を高めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この要綱は、前条の目的を達成するために必要な甲冑衣装等の管理及び貸出しに係る取扱並びに貸出料について定めるものとする。

(甲冑衣装等の数)

第3条 甲冑衣装等の数は、別表第1のとおりとする。

(貸出)

第4条 瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会会長(以下「会長」という。)は、イベント等を主催する団体に甲冑衣装等を貸し出すことができる。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 甲冑衣装等が損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他会長が貸し出すことが不適当と認めるとき。

2 甲冑衣装等の貸出料は、別表第2のとおりとする。

(借受者)

第5条 甲冑衣装等の貸出を受けることができる者(以下「借受者」という。)は、イベント等を主催する団体の代表者とする。

(手続)

第6条 借受者は、貸出を希望する日の5日前までに、甲冑衣装等貸出申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定し、貸し出すものとしたときは甲冑衣装等貸出決定通知書(様式第2号)により借受者に通知するものとする。

(許可の取り消し)

第7条 会長は、甲冑衣装等の使用が申請内容に違反していると認めるとき、その他会長が甲冑衣装等の管理に支障があると認めるときは、使用条件を変更し、又は貸出決定を取り消すことができる。

(貸出し中の管理等)

第8条 借受者は、甲冑衣装等を常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。また、甲冑の着付けはこれに精通したものが行わなければならない。

2 借受者は、甲冑衣装等を野外で使用する場合は、原則、雨天時には使用してはならない。

3 甲冑衣装等の運搬については、借受者が行うものとする。

(損害賠償)

第9条 借受者は、その責めに帰すべき事由により甲冑衣装等を紛失し、又は破損させたときは、速やかに会長に報告し、これを賠償しなければならない。

(貸出料の免除)

第10条 協議会が使用するとき、又は三原市が主催で行うイベントその他会長が特に認める場合の貸出については、貸出料は免除する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に行われた甲冑衣装等の貸出しに係る

処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

三原おもてなしガイド登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が観光事業のボランティア活動に参加することにより、三原市の観光事業の発展に寄与することを目的とし、三原おもてなしガイド登録制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「三原おもてなしガイド」(以下「おもてなしガイド」という。)とは、三原市内の史跡等を案内することのできる資質を持った者をいう。

(登録の条件)

第3条 おもてなしガイドは、18歳以上の者で、次に掲げる活動を意欲的に取り組める者を対象に登録するものとする。ただし、18歳未満の者で、かつ、ボランティア活動の是非について家族の同意書を提出し、当該活動を行う場所まで各自の責任において移動できる者については、登録を認めるものとする。

- (1) 地域住民、他のガイド団体等と連携・協力すること。
- (2) 瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会(以下、「協議会」という。)、三原市、一般社団法人三原観光協会が実施する研修会に積極的に参加すること。
- (3) 旅行業者等から派遣依頼があった場合、積極的におもてなしガイドとして活動すること。

(登録の手続き)

第4条 おもてなしガイドとして登録を希望する者は、三原おもてなしガイド登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を協議会会長に提出するものとする。

2 協議会会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録することを決定したときは三原おもてなしガイド登録決定通知書(様式第2号)により、登録しないことを決定したときは三原市おもてなしガイド不登録決定通知書(様式第3号)により、本人に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 三原おもてなしガイドは、申請書の記載事項に変更が生じたときは、三原おもてなしガイド登録事項変更届(様式第4号)を協議会会長に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第6条 協議会会長は、おもてなしガイドが次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

- (1) 本人からの申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) おもてなしガイドとして、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 申請内容に虚偽があったとき。
- (5) その他おもてなしガイドとして登録が適当でないとして協議会会長が認めるとき。

2 おもてなしガイドは、前項1号の規定による申出をするときは、三原おもてなしガイド登録取消届(様式第5号)を協議会会長に提出するものとする。

3 協議会会長は、第1項各号の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を三原おもてなしガイド登録取消通知書(様式第6号)により本人に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(その他)

2 当制度は、協議会が解散した場合は、一般社団法人三原観光協会が引き継ぐこととする。

瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会予算決算

平成26年度

単位(円)

	費目	予算額	決算額	摘要	内訳(根拠)
収入	補助金	11,000,000	11,000,000	三原市補助金	
	利息	0	48	預金利息	
	計	11,000,000	11,000,048		
支出	協議会運営費	500,000	126,168	一般事務費	旅費86,960円, 需用費39,208円
	広報・PR事業費	10,500,000	10,818,887	広報誌制作, マスコットキャラクター 公募・製作等	マスコットキャラクター製作事業費5,920,711円 広報事業費4,898,176円
	三原市補助金返還	0	54,993		
	計	11,000,000	11,000,048		

平成27年度

単位(円)

	費目	予算額	決算額	摘要	内訳(根拠)
収入	負担金	39,001,000	39,200,000	三原市,三原商工会議所	
	協賛金	1,000	6,500,000	(一社)三原観光協会,(株)道の 駅みはら,三原テレビ放送(株)	
	雑入	1,000	27,917	たる募金,預金利息	
	計	39,003,000	45,727,917		

	費目	予算額	決算額	摘要	内訳(根拠)
支出	協議会運営費	1,643,000	1,640,537	一般事務費	報償費82,060円, 旅費1,131,880円 需用費192,382円, 役務費168,615円 使用料65,600円
	委託料	8,000,000	7,999,970	総括コーディネーター業務	
	甲冑整備事業費	5,000,000	4,772,800	甲冑等購入	
	市民周知事業費	5,000,000	3,758,447	フォトログイニング開催等	
	広報・PR事業費	19,357,000	16,428,984	情報誌作成, プロモーション 事業, PRグッズ作製等	
	予備費	3,000	0		
計	39,003,000	34,600,738			

収入45,727,917円-支出34,600,738円=11,127,179円を次年度へ繰越

平成28年度

単位(円)

	費目	予算額	決算額	摘要	内訳(根拠)
収入	負担金	51,000,000	51,000,000	三原市,三原商工会議所	
	協賛金	3,001,000	13,140,000	(一社)三原観光協会, 事業所等50団体	
	雑入	576,821	722,316	たる募金,預金利息等	
	繰越金	11,127,179	11,127,179	平成27年度より繰越	
	計	65,705,000	75,989,495		

	費目	予算額	決算額	摘要	内訳(根拠)
支出	協議会運営費	1,602,000	1,600,822	一般事務費	報償費106,000円, 旅費825,784円 需用費251,778円, 役務費387,260円 使用料30,000円
	委託料	5,274,000	5,273,424	総括コーディネーター業務等	
	甲冑整備事業費	4,598,000	4,597,920	甲冑等購入	
	市民周知事業費	2,151,000	2,150,696	オープニングセレモニー開催	
	広報・PR事業費	36,016,000	36,015,105	情報誌作成, WEフェス事業, PRグッズ作製等	
	四大祭り等実施支援事業費	6,000,000	6,000,000		
	まち歩きイベント事業費	405,000	405,000		
	市民活動支援事業補助費	1,100,000	1,099,680		
	モニターツアー事業費	992,000	991,688		
	連携事業負担金	7,070,000	7,070,000		
	人材育成事業費	497,000	496,800		
	計	65,705,000	65,701,135		

収入75,989,495円-支出65,701,135円=10,288,360円を次年度へ繰越



 瀬戸内三原 築城 450 年事業 記録集

発行日 平成30(2018)年3月30日

発 行 瀬戸内三原 築城450年事業推進協議会

印 刷 大東印刷株式会社